

議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本件は、令和7年12月14日に仰木の里東小学校の駐車場で発生した倒木による車両損傷事故に関して、相手方と和解の協議が整ったことから、議会の議決を求めるものです。

事故当日は、学校開放事業で少年サッカーチームが仰木の里東小学校を使用しており、その関係者である相手方が駐車していた車両に向かって、駐車場後方に立っていた樹木が倒れ、当該車両が損傷しました。

倒れた樹木を見ると、腐食していることが確認されたため、市の管理瑕疵を認め、車両の修理費用878,900円、修理期間の代車費用733,700円、合計1,612,600円を市が全額支払うことで、相手方と和解しようとするものです。

なお、当該金額は、市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されます。

以上、議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

てのご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。